

かべ新聞

第141号

2021年
1月17日

JR東海労働組合
新幹線地方本部
東京車両所分会

『診断書強要』中労委 松井さんの証人が決定！

1月14日、『診断書強要』中労委の第6回調査が開催され、審問日と証人が決定しました。私たちは証人として松井さん、交検の根岸科長（当時）、山本繁明さん（前本部副委員長・団交委員）を申請しましたが、松井さんだけが認められました。

根岸科長は、松井さんの「年休で休むのに診断書を出してくれといわれた。おかしくないか」の質問に即答できず、人事課に確認をしたところ「就業規則には記載されていないけれど、診断書を提出しなければならない中に保存休暇と年休も含まれるということです」という回答をしています。しかし都労委で会社側は、根岸科長は「そのようなことは言っていない」と主張しました。「では何と答えたのか」という私たちの質問に、何も答えていないのが現状です。

松井さんは、根岸科長を含めた現場管理者からのバラバラな回答で混乱を生じたのです。根岸科長は証人として、どう回答したのか事実をはっきり述べるべきですが、証人審問は実現されませんでした。

会社側は、根岸科長は「行方がわからない」という内容を主張したということです。「都合の悪いものには蓋をしろ」ということなのではないでしょうか。

全組合員の最大結集で 中労委闘争に勝利しよう！

松井さんは都労委では、現場管理者の「年休も欠勤であり診断書の提出が必要である」という指示は誤りであること。基本協約や就業規則の解釈と運用についても多くの問題があり、会社は団体交渉を開催し、解釈の誤りを素直に認め真摯に議論すべきである事などについて堂々と証言しました。

中労委でも証人として会社の理不尽なことを明らかにするため証言します。松井さんをしっかり支え、中労委闘争勝利のため全組合員は結集しよう。

審問日 3月31日(水)14時00分より